

第1号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく
許可に係る特殊建築物の位置について
(富士吉田市 一般・産業廃棄物処理施設)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

申請者名称	(株)セイフコ 代表取締役 渡邊 忠隆
位 置	富士吉田市上吉田4840-1他6筆 (都市計画区域内 用途地域指定無し)
許可対象 設置施設	<p>○一般廃棄物処理施設</p> <p>選別施設(燃え殻、ばいじん) 処理能力 燃え殻:615.6t/日、ばいじん:680.4t/日</p> <p>混練固化施設(燃え殻、ばいじん) 処理能力 燃え殻:342t/日、ばいじん:378t/日</p> <p>造粒固化施設(燃え殻、ばいじん) 処理能力 燃え殻:60t/日、ばいじん:60t/日</p> <p>○産業廃棄物処理施設</p> <p>混練固化施設(汚泥) 処理能力 汚泥:330t/日</p> <p>造粒固化施設(汚泥) 処理能力 汚泥:60t/日</p>
申請理由	一般及び産業廃棄物の適正処理及び無害化の目的で処理施設を設置するものである。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

事業概要

①一般及び産業廃棄物の中間処理(廃掃法第7条、8条、14条、15条許可取得予定)

■選別、■混練固化、■造粒固化

【一般廃棄物】

燃え殻、ばいじん

【産業廃棄物】

汚泥、燃え殻、ばいじん、鋳さい

上記に混合している廃棄物

(廃プラスチック類、紙くず、木くず、

繊維くず、ゴムくず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず・

陶磁器くず、がれき類)

②汚染土壌の処理(土壌汚染対策法第22条許可取得予定)

■選別、■混練固化、■造粒固化

法第51条ただし書許可対象

○一般廃棄物処理施設

選別施設(燃え殻、ばいじん) 処理能力 燃え殻:615.6t/日、ばいじん:680.4t/日

混練固化施設(燃え殻、ばいじん) 処理能力 燃え殻:342t/日、ばいじん:378t/日

造粒固化施設(燃え殻、ばいじん) 処理能力 燃え殻:60t/日、ばいじん:60t/日

○産業廃棄物処理施設

混練固化施設(汚泥) 処理能力 汚泥:330t/日

造粒固化施設(汚泥) 処理能力 汚泥:60t/日



処理前



処理後

◆建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

法第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会**(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)**の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。**

①一般廃棄物処理施設

◆建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条本文(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第1項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)

◆廃棄物処理法施行令

(一般廃棄物処理施設)

令第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、**一日当たりの処理能力が5トン以上**(焼却施設にあっては、一時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2㎡以上)**のごみ処理施設**とする。

今回申請施設設置内容

◇選別施設(燃え殻、ばいじん) 処理能力 燃え殻:615.6t/日 \geq 5t/日、ばいじん:680.4t/日 \geq 5t/日

◇混練固化施設(燃え殻、ばいじん) 処理能力 燃え殻:342t/日 \geq 5t/日、ばいじん:378t/日 \geq 5t/日

◇造粒固化施設(燃え殻、ばいじん) 処理能力 燃え殻:60t/日 \geq 5t/日、ばいじん:60t/日 \geq 5t/日

②産業廃棄物処理施設

◆建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条本文(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)

イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ 略

◆廃棄物処理法施行令

(産業廃棄物処理施設)

令第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。

九 別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む**汚泥のコンクリート固型化施設**

今回申請施設設置内容

◇混練固化施設(汚泥) 処理能力 汚泥:330t/日

◇造粒固化施設(汚泥) 処理能力 汚泥:60t/日

許可対象

◆ 当該処理場における法51条ただし書き許可関連施設のまとめ

許可対象処理施設			処理能力	許可対象	備考
選別施設	一般	燃え殻	615.6t/日	≥5t/日	
		ばいじん	680.4t/日		
	産業	許可対象無し	—	—	
混練固化施設	一般	燃え殻	342t/日	≥5t/日	
		ばいじん	378t/日		
	産業	汚泥	330t/日	行為そのもの	
造粒固化施設	一般	燃え殻	60t/日	≥5t/日	
		ばいじん	60t/日		
	産業	汚泥	60t/日	行為そのもの	

作業概要



廃棄物
汚染土壌

受入

検査

適合

無害化・不溶化



高速混練機



混練造粒機

検査

適合

搬出

不適合

返却

不適合

再処理

第三者機関等分析データ
受入契約の締結



(株)東環 エコプラネット秋田



検査機器



処理前



処理後

申請概要

■ 建築物の概要:申請棟数 2棟

敷地面積:22,387.05㎡

●容積率 :12.92% < 100%

●建ぺい率:12.51% < 60%

	建築物名称	階数	構造	高さ	延べ面積	建築面積
1	処理施設棟	1	鉄骨造	16.853m	2,700.00㎡	2,700.00㎡
2	管理事務所	2	鉄骨造	6.850m	191.50㎡	100.00㎡
	合計	—	—	—	2,891.50㎡	2,800.00㎡

■ 作業時間

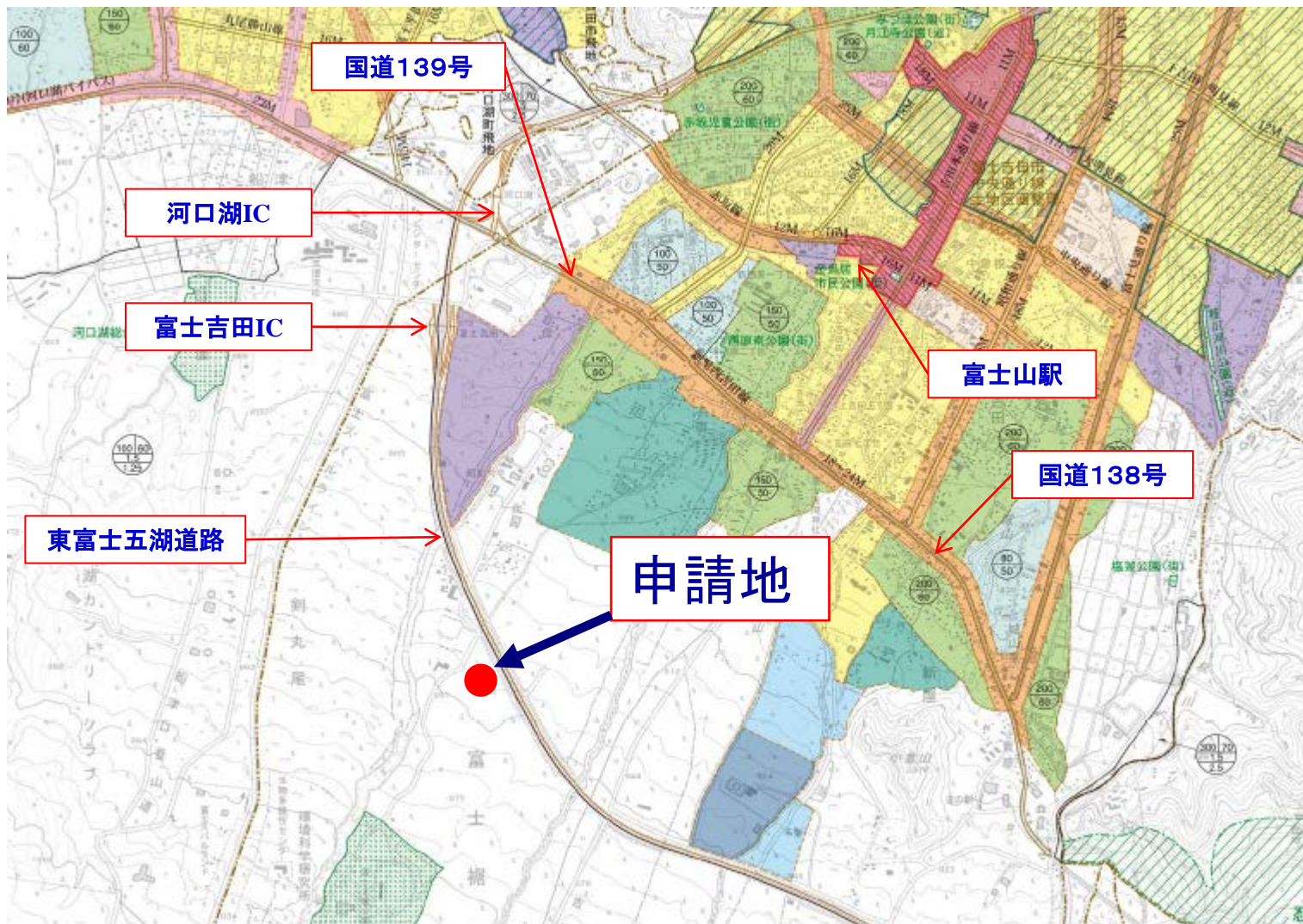
通常:8時間 (午前8時から午後5時) <繁忙期等:14時間(午前7時から午後9時)>

■ 搬入搬出等時間

午前8時から午後5時 <繁忙期等においても搬入搬出時間は変わらない>

都市計画図

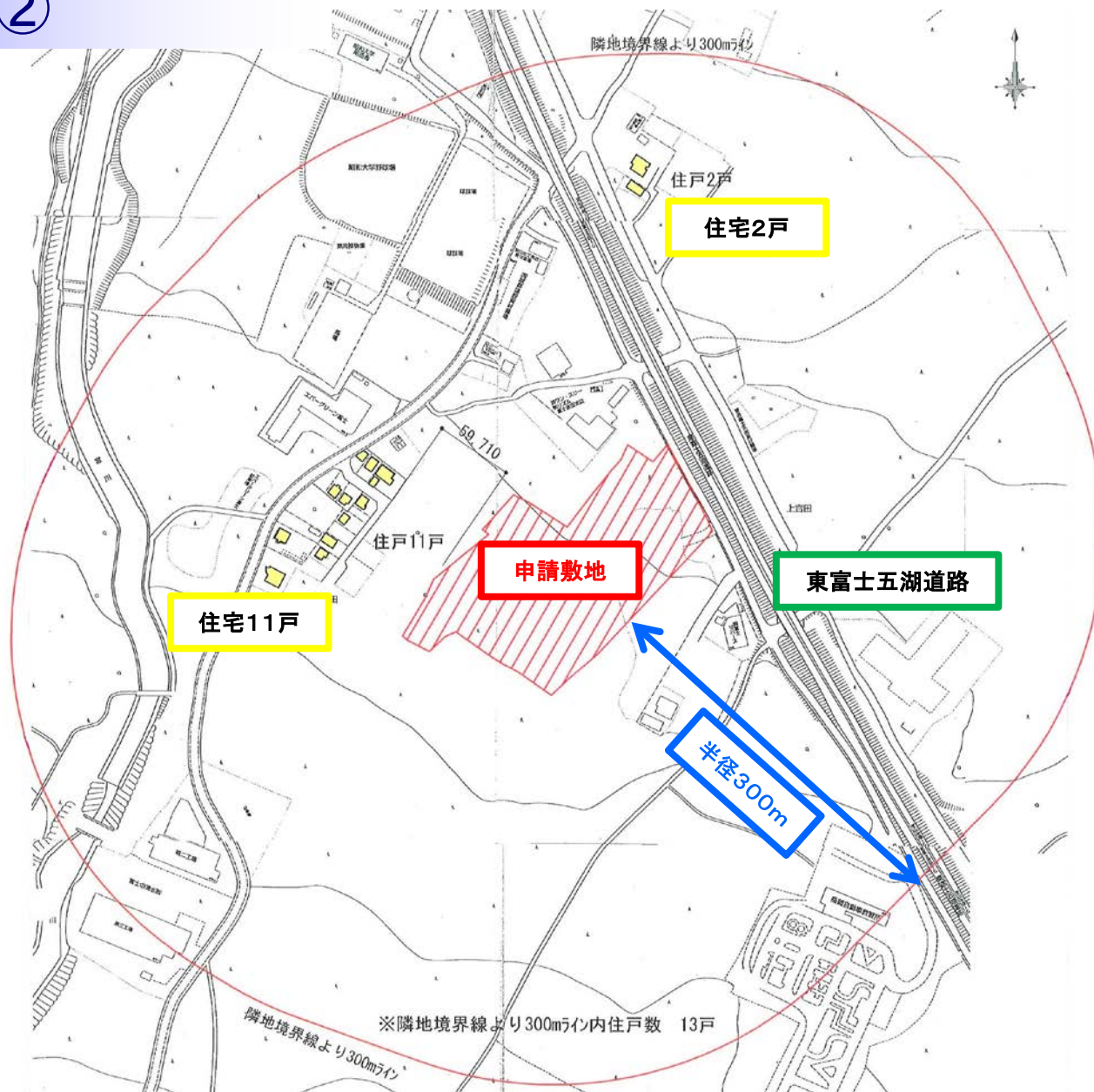
富士北麓都市計画区域



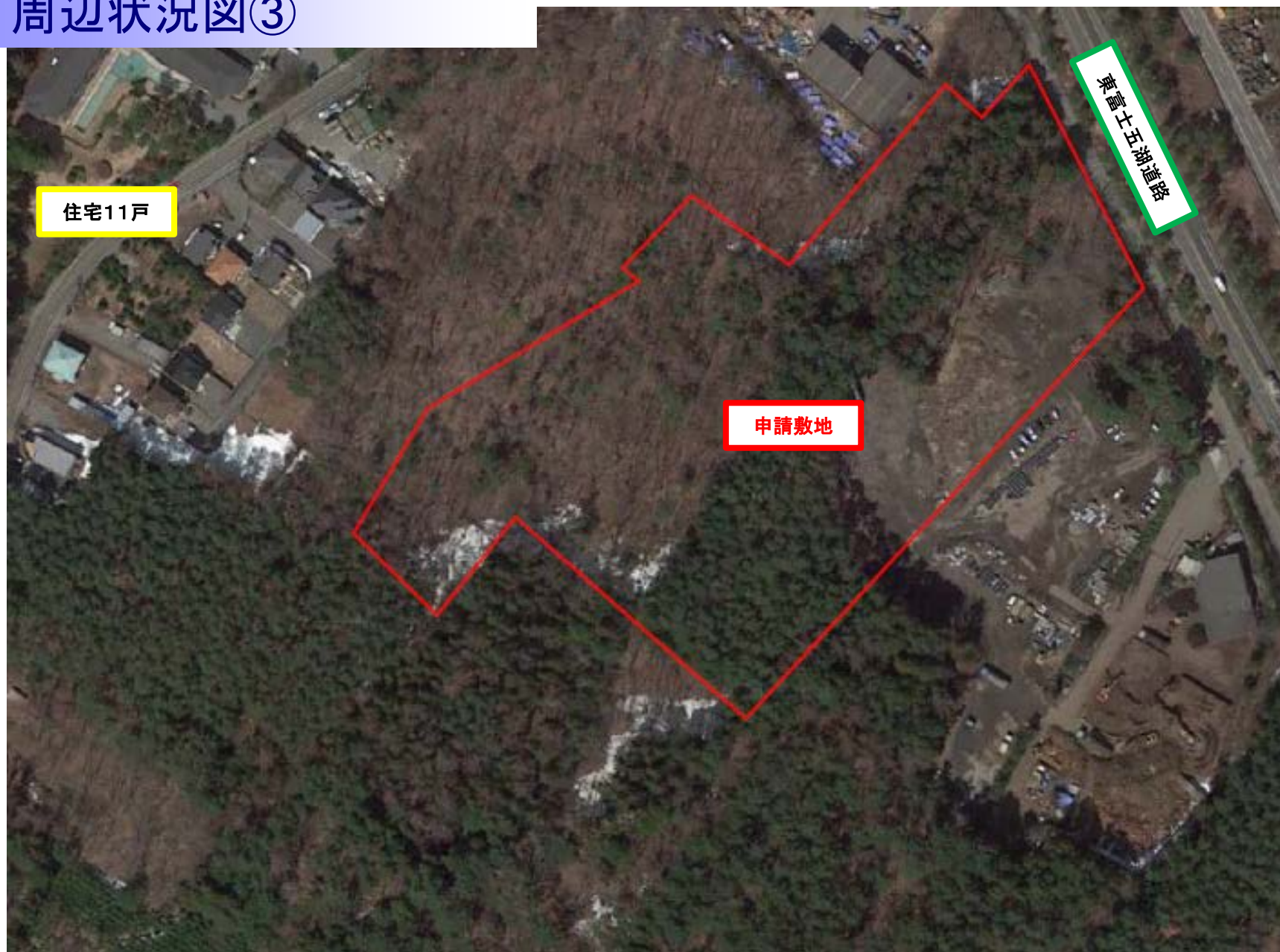
周辺状況図①



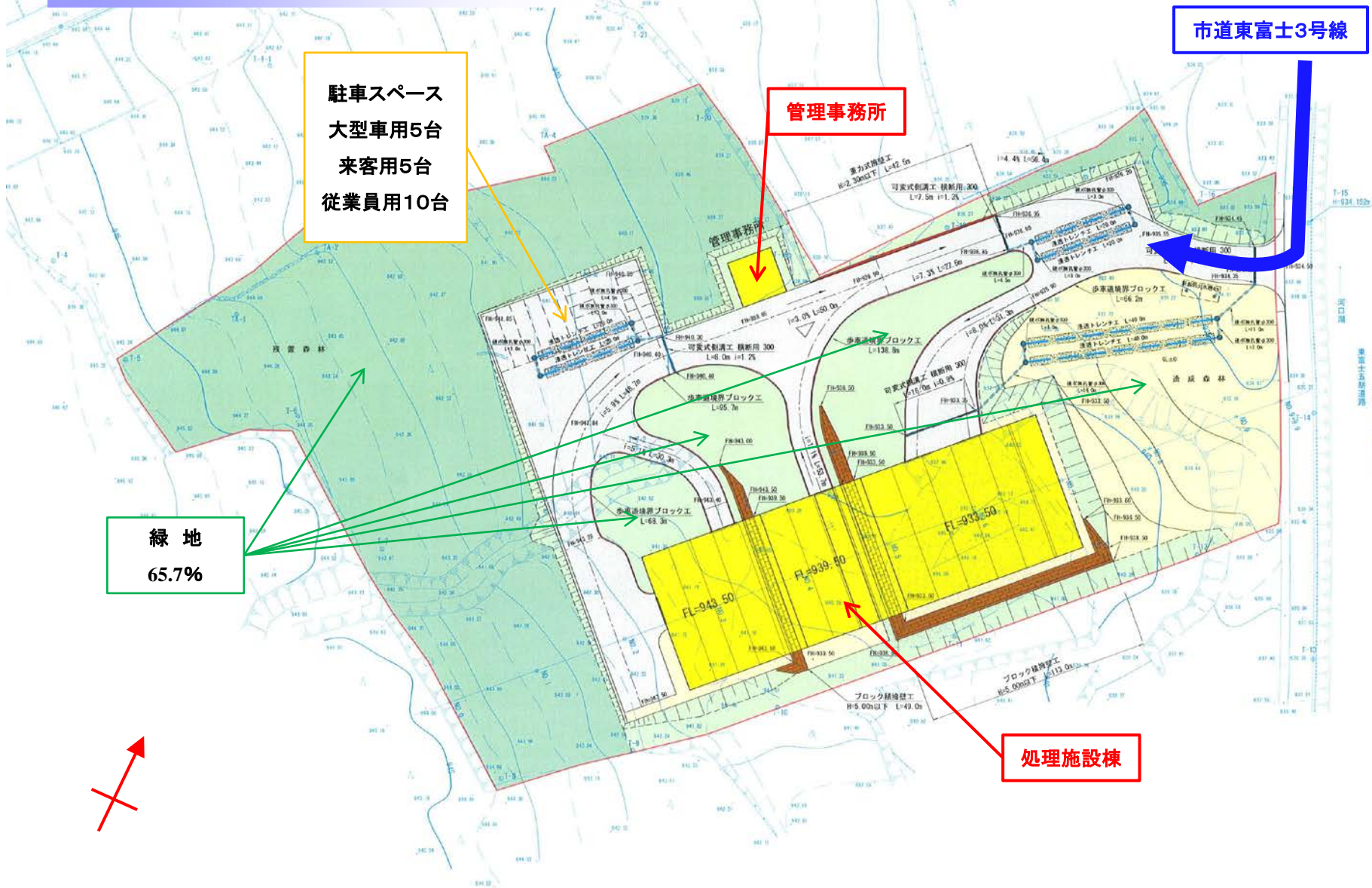
周辺状況図②



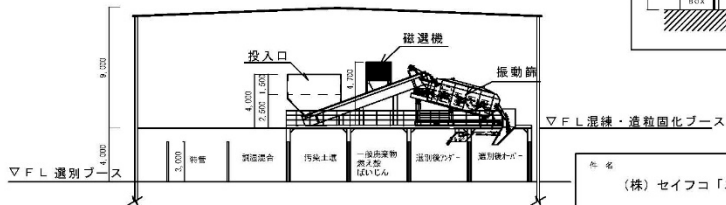
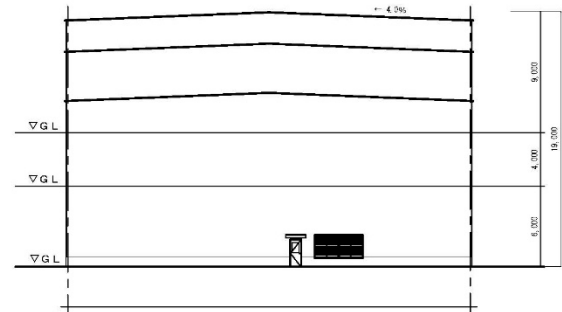
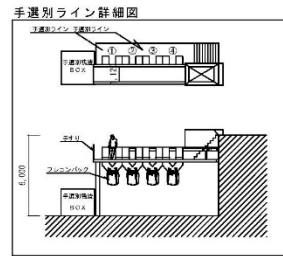
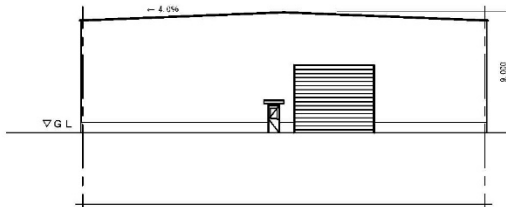
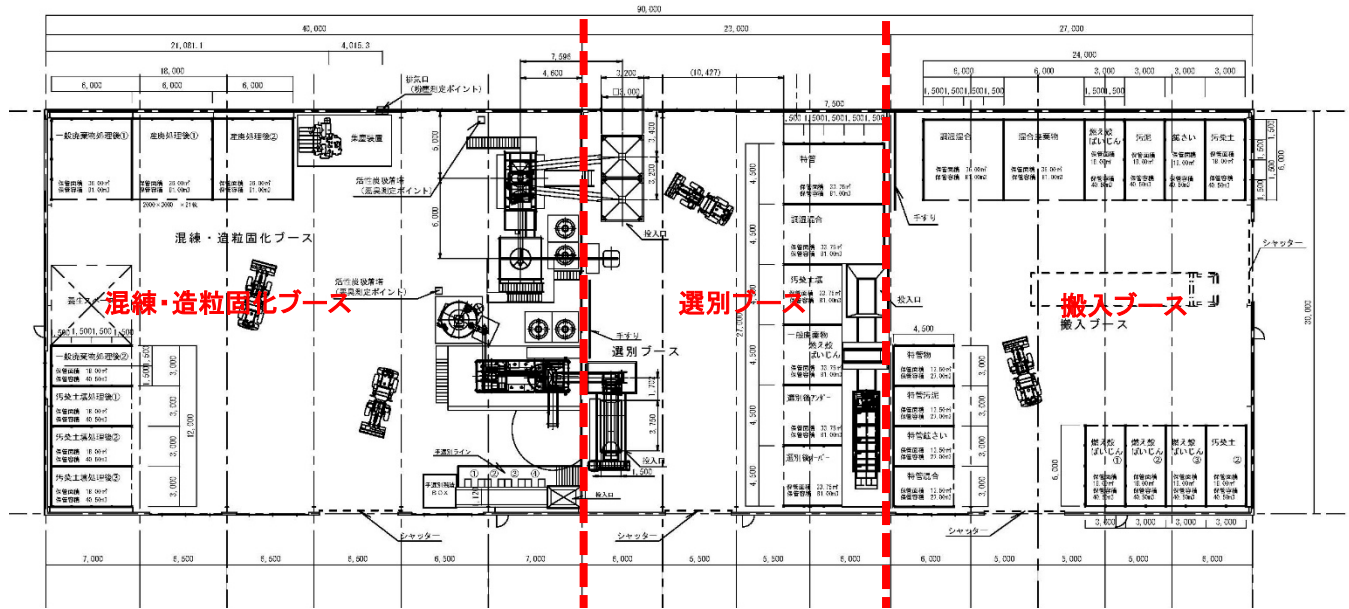
周辺状況図③



全体配置図

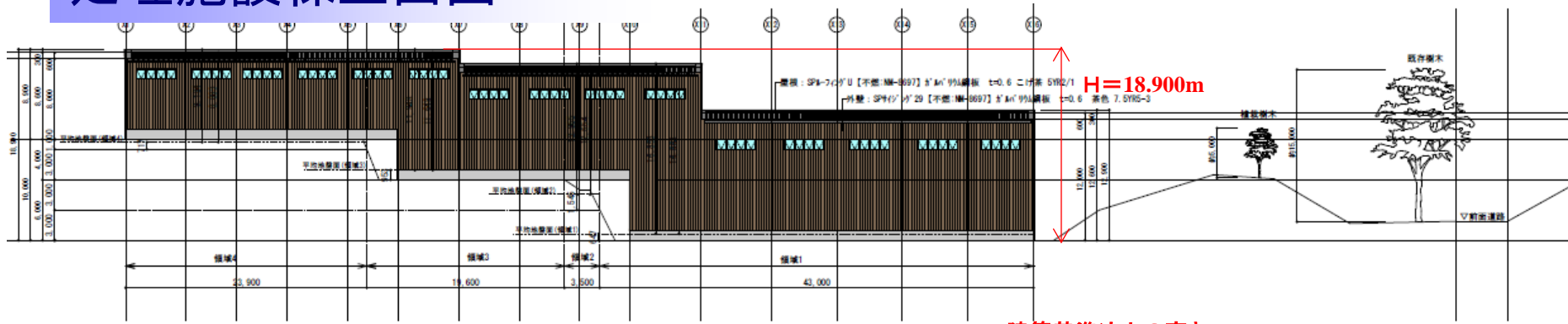


処理施設棟平面図



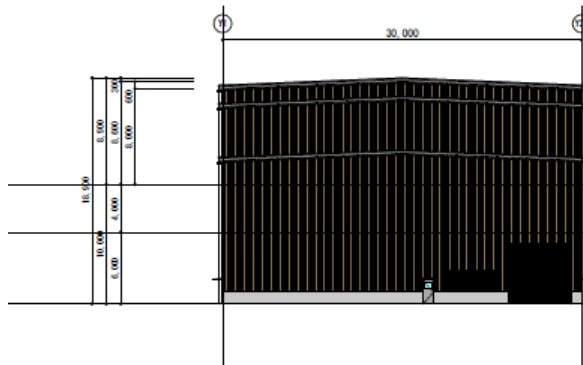
社名 (株) セイフコ「エコプラネット富士」施設建設工事	図面内容 平面図・立面図	縮尺 1/300	日付 26. 3	変更 第 〇 号
---------------------------------	-----------------	-------------	-------------	-------------

処理施設棟立面図

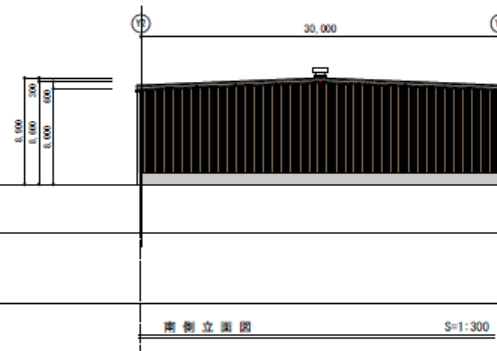


東側立面図 S=1:300

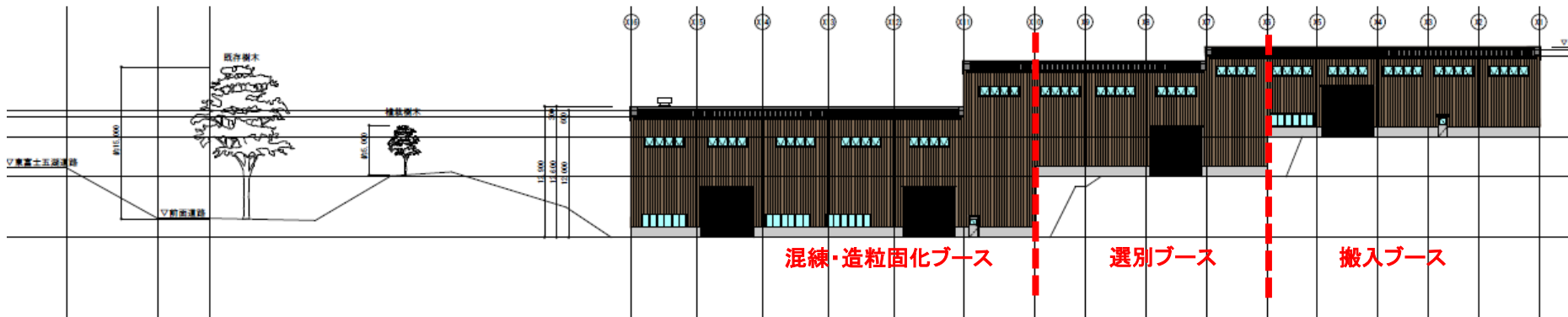
建築基準法上の高さ=16.853m



北側立面図 S=1:300



南側立面図 S=1:300



混練・造粒固化ブース

選別ブース

搬入ブース

全体パース図



周辺状況写真(1)



周辺状況写真(2)



(株)セイフコ:一般及び産業廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

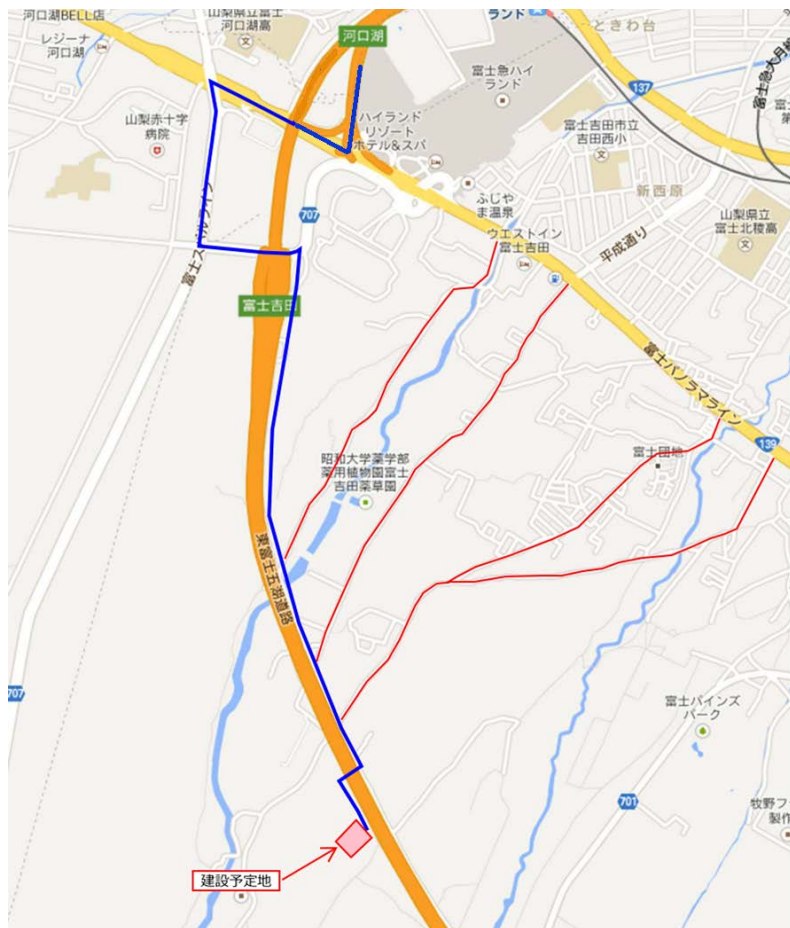
5 地元住民等との合意形成等

1 位置の妥当性について

- 計画地は富士北麓都市計画区域の用途地域の指定のない区域に位置しており、富士吉田市第五次総合計画や富士吉田市都市計画マスタープランにおいては、「自然環境共生エリア」等に位置づけられ、周囲の自然環境に十分配慮することが求められている。
- 計画地は富士箱根伊豆国立公園普通地域(富士山世界文化遺産に係る緩衝地帯)に位置しており、本計画については「富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針」により、県及び市の関係機関との協議が調っている。
- 計画地は周囲を樹高約30mの森林で囲まれ、計画地から300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。なお、建築物ではないものの、計画地から300m以内に昭和大学の野球場、球技場等が存在するが、当該施設の公害防止措置等の状況から立地するも支障ないものと考えられる。

2 搬出入経路の妥当性

- ① 搬出入経路は、青で示した国道139号＝富士スバルライン＝東富士五湖道路の側道を利用。
(赤で示した道路は一切利用しない。)
- ② 運搬車両は、GPS運行管理システムを搭載(24時間走行速度・位置・走行履歴を管理)した車両で安全運行される。



③ 搬出入車両

1日あたり20台を見込む

最大で1日あたり40台を想定

計画地の前面道路である市道東富士3号線の交通量は少なく、計画敷地内にも十分な駐車スペースが計画されており、交通への影響は極めて少ないものと考えられる。

3 施設計画の妥当性

- 本施設計画は、建築物内に選別施設、混練固化施設、造粒固化施設が計画されているが、このほかに保管スペース、作業スペースも建築物内に計画され、屋外での荷下ろし、又は積み置きは一切行わない計画となっている。
- 敷地内の緑化率は65.7%となっている。
- 都市計画法及び森林法の開発許可、廃棄物処理法の施設設置許可の手続きが並行して進められており、各所管課によれば申請内容について支障ないものとされている。なお、これらの許可は建築基準法第51条ただし書き許可が行われる場合に、同日付で許可されるものとなる。
- 土壤汚染対策法の処理業許可に関しては、平成26年8月25日付けで事前協議が終了している。
- 自然公園法普通地域の大規模な新築等の行為の届出に関し、所管課との協議が調っている。

4 環境公害対策の妥当性

■ 大気質関係 (本申請内容は、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法の適用対象外)

作業はすべて建屋内で行われる計画であり、廃棄物等の荷下ろしや処理工程で発生する少量の粉塵はフィルター式集塵機で、排ガス等は活性炭式排ガス処理機で処理する計画であり、支障ないものと考えられる。

■ 騒音、振動、悪臭 (本計画地は各種規制区域外)

生活環境影響調査が実施され、周囲の生活環境に与える影響は少なく、支障ないとの結果が得られている。なお、施設設置後、建築住宅課が立ち会いし、測定調査を行う。

■ 水質関係 (本申請内容は、水質汚濁防止法の適用対象外)

処理に伴う水の使用はあるが、排水は生じない。処理施設機器の洗浄水、有害物質が付着した際の手洗い洗浄水、分析設備の重金属含有排水はポリタンク等に回収し、吸収剤等を用いて汚泥として自社施設内処理、又は外部業者に処理を委託する計画である。

5 地元住民等との合意形成等

- 本計画地である富士吉田市上吉田の西吉田第3自治会に対し、事業説明が行われており、上宿連合自治会長をはじめ5名の自治会長から連盟で施設設置の同意が得られている。
- 富士吉田市都市計画審議会より、「都市計画上支障ない」とされている。
- 富士吉田市長より、4項目の意見を付して「都市計画上支障ない」旨が示されている。

5 地元住民等との合意形成等

富士吉田市の意見

- ① 生活環境保全ならびに景観保全に万全を期すこと。特に屋外への廃棄物等物品の保管・存置および積み替え等の作業については、全面的に禁止とすること。
- ② 富士山からの恵沢である貴重な地下水は、本市の市民生活を支える飲料水でもあり、当該地は水源地に隣接していることから、事業系排水や敷地内排水において適正に処理し、地下水障害の未然防止に万全を期すこと。また、早期に富士吉田市と公害防止を目的とした協定を締結し、県・市環境所管課指導のもと、騒音・振動・臭気・粉塵飛散はもとより、あらゆる公害防止に万全を期すこと。
- ③ 関係車両の通行に関し、交通安全対策に万全を期すこと。
- ④ 住民等から苦情があった場合は、速やかに調査し、直ちに改善すること。